

社会福祉法人大空町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成18年3月31日(規程第7号)

一部改正(H18.12.4、H24.4.1、H28.4.1、H29.4.1、
R5.4.1)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大空町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)の役員等の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程で役員等とは本会の理事、監事、評議員、部会及び委員会の各委員をいう。

(報酬)

第3条 本会の会長の報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する報酬額は、日額3,000円とする。ただし、報酬は毎月末締めで計算し、翌月21日に本人の指定する本人名義の金融機関に振り込み支給する。

(費用弁償)

第4条 本会の役員等が理事会、評議員会、監査業務等に出席した場合は、その出席に対し費用弁償として日額2,000円を支給するものとする。また、定款第7条に定める評議員選任・解任委員会及び定款第33条に定める部会に出席した場合も同様とする。

2 会長が、出席できないため代理者が各種団体の総会等に代理出席した場合も前項と同様とする。

3 前項の規定によるもののほか、費用弁償の額は、別表のとおりとする。

4 前項に定めるもののほか、役員等に支給する費用弁償については、大空町社会福祉協議会職員の旅費に関する規程(平成18年規程第8号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

(適用除外)

第5条 事務局職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

鉄道賃・船賃	航空賃	車賃（1キロメートルにつき）
大空町社会福祉協議会職員の旅費に関する規定の例による	実費	20円

車賃（1日につき）		日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	
道内政令指定都市	道外政令指定都市	町外	町内	町外
定額 1,000円	定額 2,000円	2,200円	実費	12,000円

備考

車賃（1キロメートルにつき）の支給に関しては、片道2キロメートルを超える場合に限り適用する。